

2008年の米国特許取得件数、IBMが初めて4000件を超え16年連続1位

特許データベースを提供する米IFI Patent Intelligenceは1月14日、2008年の米国特許取得件数の民間企業トップ35を発表した。1位は16年連続のIBMで、前年より1038件増加し、企業の年間取得件数として初めて4000件を超えた。2位のサムスン電子も790件、3位のキヤノンも127件の増加で、前年と同じ順位。以下、5位、7位、10位、11位は前年と同じ順位で、4位のマイクロソフトと6位の松下（現パナソニック）が入れ替わり、富士通が12位から8位に浮上、ソニーが8位から9位、マイクロロンが9位から12位に後退した。（※）

（※）の続き

1	IBM	4186	7	東芝	1609
2	サムスン電子	3515	8	富士通	1494
3	キヤノン	2114	9	ソニー	1485
4	マイクロソフト	2030	10	HP	1424
5	インテル	1776	11	日立製作所	1313
6	松下電器産業	1745	12	マイクロロン	1250

オリジナルのキューピーは、1909年にローズ・オニールが雑誌にイラストを発表、その後シリーズ化され、立体化された人形も世界で発売されて大人気を博した。

今回問題となった商標は、オリジナルのイラストをもとにしたもので、その著作権を譲渡されたという大阪の男性が、2004年11月に、第32類の清涼飲料、乳清飲料などの商標として出願し、2006年3月に商標登録第4948210号として登録された。これに対して、1956年以降いくつかの商標登録を有する「キューピー」が、類似商標であり出所混同の恐れがあるとして、特許庁に無効審判を請求したが、2008年3月に特許庁から、非類似であるとして請求を棄却され、知財高裁に控訴していた。

知財高裁は、問題となった商標は、「マヨネーズのキューピー」のいくつかの商標と外観の違いはあるとしても、「キューピー」の呼称、観念を想起するとし、また、日本では「キューピーマヨネーズ」は極めて著名で、その商標は格別の自他識別力を獲得していると述べ、問題となった商標は類似商標で出所混同の恐れがあるとして、特許庁審決の取り消しを命じた。

【事件名】平成20年（行ケ）10139 審決取消請求事件

マイクロソフト、アップル、グーグル プレビュー特許侵害で提訴される

コンピュータ・ネットワーク関連技術サポートを手がける米シグナス・システムズ (Cygnus Systems, Inc) は12月24日、米マイクロソフト、アップル、グーグルの3社に対する特許侵害訴訟を、アリゾナ州連邦地裁に提起した。

シグナス・システムズは、同社の特許「アイコンを用いたソフトウェア環境管理の方法とシステム (System and method for iconic software environment management)」(米国特許番号 7,346,850) が侵害されたとして、特許使用料の支払いと、侵害製品の差し止めを求めている。

同特許は、ユーザーがファイルを開く前にその内容のサムネイルを見ることができるファイル・プレビュー機能に関するもので、各社のWebブラウザやOSが侵害しているという。同特許は、1998年6月出願の原出願の一部継続出願として2001年6月に出願され、2008年3月に成立している。

歌詞盗用訴訟、榎原さんが松本さんに勝訴 東京地裁が名誉棄損を認める

シンガーソングライター榎原敬之さんが、自身が作詞した歌詞が、漫画家の松本零士さんから「銀河鉄道999」のセリフの盗用だと決めつけられ、名誉を損なわれたとして、松本さんに対して、著作権に基づく損害賠償請求権がないことの確認と、損害賠償を求めた訴訟で、東京地裁は12月26日、松本さんに220万円の賠償金の支払いを求める判決を下した。

問題となったのは、榎原さんがCHEMISTRYに提供した「約束の場所」の中の「夢は時間を裏切らない 時間も夢を決して裏切らない」という一節。松本さんは「銀河鉄道999」の「時間は夢を裏切らない、夢も時間を裏切ってはならない」というセリフの盗用だと主張し、テレビ番組で、榎原さんが盗用を認めて謝罪したかのような発言をしていた。

Linux関連特許係争を防ぐ 新たな技術公開の取り組み

Linux関連特許の共有と相互利用をめざすオープン・インベンション・ネットワーク (OIN) は12月9日、Linuxに関する特許係争を防ぐための新たな取り組み「Linux Defenders」の開始を発表した。

「Linux Defenders」は、開発した技術の情報を先行技術として開示し、特許審査官から容易にアクセスできるようにして、問題となるような特許を他社に取得されるのを防ぎ、Linuxやオープンソース・コミュニティが将来的に直面する無益な特許をめぐる問題を減らすことを狙っている。

技術情報の収集には、Webを用いた「Wiki」風のモデルを利用しており、ソフトウェアの開発者は、自ら開発した技術や発明について、Webベースのフォームで情報を提出する。OINはこれを取りまとめ、防衛的公開情報として特許情報データベース「IP.com」に登録する。

「Linux Defenders」は、先行技術や発明の提供者には無料で提供される。また世界中の特許・商標審査官がアクセスできる、技術の防衛的公開を行うデータベース用サーバーの運営は、同プログラムのスポンサー企業の資金でまかなわれるという。なお、同プログラムには、オープンソースを保護するための法律サービスを提供する非営利団体Software Freedom Law Centerと、Linux支援非営利団体 Linux Foundationも協賛しているという。

ITC、米社のフラッシュメモリ特許侵害で サムスン電子と、アップル、ソニーなど33社調査

米国際貿易委員会 (ITC) は12月15日、フラッシュメモリに関する特許侵害の疑いで、韓国サムスン電子とその関連会社、およびそのフラッシュメモリを使用しているアップルやソニーなどあわせて33社に対する調査を開始すると発表した。調査対象となるのは、USBメモリ、デジタルカメラ、携帯電話機、音楽プレーヤー、パソコンなどに使われているフラッシュメモリチップである。

今回の調査は、米スパンションの11月17日の提訴にもとづくもので、富士通と米AMDのフラッシュメモリ部門の統合で設立された同社は、同社のフラッシュメモリのフローティングゲート関連技術の特許を侵害しているとして、製品の調査と、輸入・販売差し止めを求めている。

キューピー商標訴訟 「マヨネーズのキューピー」が勝訴、知財高裁

特許庁が認めた、米国人女性画家ローズ・オニール創作のオリジナルのキューピーのイラストに基づく商標登録を、マヨネーズ大手の「キューピー」が無効だとして争っていた訴訟で、知財高裁は12月17日、商標登録を認めた特許庁の判断を誤りとする、「キューピー」の主張に沿った判決を下した。

東京地裁の清水裁判長は、「榎原さんが銀河鉄道999のセリフを知っていたとは認められず、歌詞が似ているからといってセリフに依拠したとは断定できない」として、松本さんのテレビ番組での発言は名誉棄損にあたると認め、2220万円の支払いを命じた。なお、著作権に基づく損害賠償請求権がないことの確認については、松本さんが弁論で請求権放棄の意思表示をしたため、確認の利益がないとして却下された。

【事件名】平成19(ワ)4156 著作権侵害不存在確認等請求事件

iPS細胞作製法、バイエルの出願も公開 京大特許とは別の手法も含む

ヒトの細胞から、さまざまな組織になる人工多能性幹細胞（iPS細胞）を作製する方法に関して、ドイツの製薬大手バイエルが日本に出願していた特許が2008年12月25日に公開され（特開2008-307007）、京都大学の山中伸弥教授の特許とは異なる手法も含まれていることが明らかになった。

山中教授らは、すでにiPS細胞の作製方法に関する特許を2008年9月12日に取得しており（特許4183742）、そこには、4種の遺伝子（Oct3/4、Klf4、c-Myc、Sox2）を使う方法が示されている。

これに対し、今回公開されたバイエルの出願には、山中教授と同じ4種の遺伝子を使う方法とともに、c-Mycを除いた3種の遺伝子、3種の遺伝子とヒストンデアセチラーゼ（HDAC）を使う方法が示されている。

バイエルの特許が成立するかは不明だが、米国ではウィスコンシン大も別の作製方法の特許を出願しており、今後、iPS細胞の実用化に向けて、特許の権利関係がどうなっていくか注目される。

特許庁、1月1日から共通出願様式導入

特許庁は12月26日、日米欧の三極特許庁間で合意した「共通出願様式」の導入にあたり必要な様式を整備するため、「特許法施行規則等の一部を改正する省令」を同日公布、1月1日から施行すると発表した。対応した電子出願ソフトの提供も、（独）工業所有権情報・研修館（INPIT）から開始された。

「共通出願様式」は、三極特許庁間で「三極いずれの特許庁にも出願できる共通の明細書等の様式」として2008年11月に合意されたもので、従来の様式からは概略、以下のような変更となる。

- ・「発明の開示」から「発明の概要」に見出し名を変更
- ・「発明を実施するための最良の形態」から「発明を実施するための形態」に見出し名を変更
- ・「先行技術文献」の見出しを新設
- ・「受託番号」の見出しを新設
- ・「図面の簡単な説明」の見出しを「発明の概要」の後ろに移動

また、上記省令には、特許協力条約に基づく国際出願等に関する追加手数料異議の申立ての審理を限られた期間の中で効率的に行うため、「三名の審査官の合議体」による審査に改める、との施行規則改正も含まれる。

【参考】特許法施行規則等の一部を改正する省令
（平成20年12月26日経済産業省令第90号）
http://www.jpo.go.jp/torikumi/kaisei/kaisei2/tokkyohoutou_kaiei_201226.htm

通常実施権等の登録制度の見直し、4月1日から施行

特許庁は12月26日、「特許法等の一部を改正する法律」（4月16日公布）で導入された「通常実施権等の登録情報の一部を非開示とする制度」、「仮通常実施権等の登録制度」について、非開示とする

情報等および仮通常実施権に関する登録の手續等を定める政令を公布した。施行は2009年4月1日。

登録情報の一部を非開示とする制度については、非開示とする情報を「通常実施権者及び仮通常実施権者の氏名（名称）」と「通常実施権者及び仮通常実施権者の範囲」とし、例外として開示を認める場合を「特許権者」「専用実施権者」および「通常実施権者等が通常実施権等の情報について証明等を請求する場合」と定める条文の新設や、それに関する手数料を定める表の改正などが行われた。

仮専用実施権及び仮通常実施権の登録制度の創設については、新たに「特許仮実施権原簿」を創設する条文の改正、仮通常実施権等の登録申請書に記載すべき事項を定める条文の新設や、それに関する条文の改正などが行われた。

【参考】特許法施行令等の一部を改正する政令
（平成20年12月26日政令第404号）
http://www.jpo.go.jp/torikumi/kaisei/kaisei2/tokuseirei_h210401.htm

中国の全人代、改正専利法を可決、10月から施行

中国の最高立法機関である全国人民代表大会（全人代）は12月27日、中華人民共和国専利法（日本の特許法、実用新案法、意匠法相当）に変更を加えた、改正専利法を可決した。今回の法改正は、技術革新の奨励と国際競争力の向上を目的としたもので、1985年の専利法施行から、1992年と2000年の改正を経て3度目の改正となる。注目される改正点は、以下のようなもので、施行は2009年10月1日。

- ・生物多様性条約に対応、遺伝資源の取得と利用による発明の権利取得に制限。
- ・中国でなされた発明の第1次出願国を中国とするの制限を削除。（但し、外国出願前に中国当局による安全保障上の事前審査の義務付けあり）
- ・新規性について、従来の「国内で公知・公用、国内外で文献公知でないこと」から「国内外で公知・公用・文献公知でないこと」に変更。
- ・侵害行為に対する罰則強化。（最高罰金額を違法所得の3倍から4倍に増額。違法所得がない場合も5万円を20万円に増額）
- ・共有特許権の扱いの明確化（単独で実施、実施許諾可能など）

その他

(1) 知財高裁、TV局の北朝鮮映画無断使用に損害賠償命ずる
～著作権では、国家承認なく条約上の保護義務なしとして、一審と同様に侵害を認定せず、民法上の不法行為で賠償請求を認める～
http://news.braina.com/2008/1225/judge_20081225_001.html
【事件名】平成19年(ネ)10011 著作権侵害差止等請求控訴事件

(2) 特許庁、平成21年度知的財産政策関係予算案等の概要公表
http://news.braina.com/2008/1225/move_20081225_001.html
【参考】平成21年度知的財産政策関係予算案の概要
http://www.jpo.go.jp/torikumi/hiroba/pdf/h21_chizai_yosan/h21_chizai_yosan.pdf

(3) 特許庁、鈴木隆史長官の「年頭所感」を公表
http://news.braina.com/2009/0105/move_20090105_001.html

(4) 特許庁、平成20年法律改正の詳細な解説書公表
【参考】平成20年法律改正（平成20年法律第16号）解説書
http://www.jpo.go.jp/shiryuu/hourei/kakokai/tokkyo_kaisei20_16.htm

(5) 米アップル、4大レーベル含むすべての楽曲をDRMフリーに
http://news.braina.com/2009/0107/enter_20090107_001.html

コラム 2009年もよろしく願っています

昨年末、忘年会を兼ね昼食会を行いました。

今回は、パートのスタッフも参加できるよう、昼休みを拡大し、ケータリングを利用したビュッフェ形式の昼食会となりましたが、料理の内容はかなり本格的で、皆大満足でした。

今年は知財情報局をより一層充実した内容にしていきたいと思っております。

2009年も、どうぞよろしく願っています。

株式会社プライナ スタッフ一同

